

兵庫区制 90 周年記念地域協働事業実施要領

(目的)

第 1 条 この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日に区制 90 年を迎える兵庫区において、地域の皆様とともに記念すべき 1 年を祝えるよう、地域団体、ボランティア団体、NPO 等様々な団体が実施する事業を、兵庫区制 90 周年記念地域協働事業（以下「協働事業」という。）とし、事業実施にかかる広報活動等を協力し合い、協働事業を区民一体となって推進することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 協働事業の対象となる者は、兵庫区内で活動する地域団体、ボランティア団体、NPO 法人等、自ら事業を企画・計画・実施する団体とする。

(対象事業)

第 3 条 協働事業の対象となる事業は、地域コミュニティの活性化、地域の魅力向上、健康づくりの促進、青少年の健全育成、地域間及び世代間交流の促進など、兵庫区制 90 周年記念の機運を高める内容であり、次の各号をすべて満たす事業とする。

- (1) 主に兵庫区民を対象としていること。
- (2) 開催が、令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までに実施する事業であること。
- (3) 宗教的活動又は政治的活動でないこと。
- (4) 法令、公序良俗に反した活動でないこと。

(協働内容)

第 4 条 前条に定める対象事業について、兵庫区が作成する特設ホームページ等への掲載・のぼり旗の貸与やポスターの提供、対象者が作成するチラシ及びグッズ等への記念ロゴ使用等による広報活動を支援する。

(協働事業の届出)

第 5 条 協働事業を申請する者は、兵庫区制 90 周年記念地域協働事業届出書（様式 1）を提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 条 対象事業終了後は速やかに事業参加人数や活動風景写真の添付等の事項を満たした実績報告書を提出しなければならない。

(協働事業の取消し)

第 7 条 協働事業の中止もしくは届け出内容の大幅な変更があった場合、または第 3 条に定める要件を満たしていないと認められた場合、協働事業を取消することができる。